

○西都市ひなた暮らし移住支援金交付要綱

令和元年10月21日

告示第189号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住・定住の促進及び地域における人材確保を目的として、宮崎県外から本市に移住して就業又は起業した者に対し、予算の範囲内でひなた暮らし移住支援金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 ひなた暮らし移住支援金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、宮崎県ひなた暮らし実現応援事業実施要領(令和元年7月19日付け宮崎県総合政策部中山間・地域政策課制定。以下「県要領」という。)に規定するひなた暮らし移住支援金の支給要件を満たす者(当該者が同一世帯に2人以上いる場合にあっては、当該者のうち、いずれか1人に限る。)とする。

(支援金の額)

第3条 ひなた暮らし移住支援金の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 単身での移住の場合 30万円
- (2) 2人以上の世帯での移住の場合 100万円(18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の世帯員1人につき30万円を加算する。ただし、加算する額は、60万円を限度とする。)

(一部改正〔令和5年告示95号〕)

(交付申請)

第4条 ひなた暮らし移住支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、西都市ひなた暮らし移住支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き本人確認書類の写し
- (2) 移住元の住民票の除票又は戸籍の附票の写し。ただし、2人以上の世帯にあっては、全ての世帯員のものとする。
- (3) 転入後の住民票の写し。ただし、2人以上の世帯にあっては、全ての世帯員のものとする。
- (4) ひなた暮らし移住支援金の振込を希望する預金通帳又はキャッシュカードの写し
- (5) 宮崎県外で勤務していた企業等の就業証明書又は開業届出済証明書及び個人事業

等の納税通知書の写し

- (6) 宮崎県外の大学等に通学していた者にあつては、卒業証明書等在学期間や卒業校を証する書類
- (7) 就職・起業移住支援事業の場合は、就業証明書（様式第2号）又は宮崎県地域課題解決型起業支援事業実施要領（令和元年7月1日付け宮崎県商工観光労働部商工政策課制定）に基づく起業支援金の交付決定通知書の写し
- (8) 本市と関わりを有する者（以下「関係人口」という。）にあつては、関係人口であることを証する書類
- (9) 農林漁業等就業移住支援事業の場合は、就業を証明する以下の書類
 - ア 個人経営事業所への就業にあつては、当該事業所就業証明書及び県要領別表1に掲げる各支援策又は市長が別に定める各支援策（以下「支援策」という。）の支援策活用証明書（様式第3号）若しくは当該支援策の交付決定の写し
 - イ 市長が地域コミュニティの維持に資すると認める事業への起業にあつては、起業承認書（様式第4号）
 - ウ 農林漁業自営就業にあつては、支援策活用証明書又は当該支援策の交付決定の写し
 - エ 事業承継にあつては、事業承継支援証明書（様式第5号）及び事業承継の成立を証する書類
 - オ 農林漁業の研修受講後に申請する場合にあつては、研修計画書（受講内容、受講地及び受講期間が確認できるもの）、就業のための資金や給付金等に係る交付決定通知書及び修了証書の写し（研修機関より発行がある場合）
- (10) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
(一部改正〔令和2年告示106号・3年58号・6年90号〕)

(交付決定の通知)

第5条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは西都市ひなた暮らし移住支援金交付決定通知書（様式第6号）により、不適当と認めるときは西都市ひなた暮らし移住支援金不交付決定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により適当と認めるときは、当該申請者に対し、速やかにひなた暮らし移住支援金を支給するものとする。

(一部改正〔令和2年告示106号・6年90号〕)

(届出の義務)

第6条 移住支援金の交付の決定を受けた者（以下「支援対象者という。」）は、申請した事項に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（報告及び立入調査）

第7条 市長は、ひなた暮らし移住支援金の交付について適切な実施等を確保するために必要があると認めるとき又は宮崎県知事から要請を受けたときは、支援対象者に対し、ひなた暮らし移住支援金の交付に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第8条 市長は、支援対象者が県要領に規定する移住支援金の返還要件に該当する場合は、当該ひなた暮らし移住支援金の交付を受けた者に対し、ひなた暮らし移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長及び宮崎県知事が認めた場合は、この限りでない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、ひなた暮らし移住支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和2年5月25日告示第106号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和3年3月26日告示第58号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の西都市ひなた暮らし移住支援金交付要綱の規定は、施行日以後に本市に転入した者について適用し、施行日前に本市に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和5年6月20日告示第95号）

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の西都市ひなた暮らし移住支援金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以後に本市に転入した者について適用し、同日前に本市に転入した者については、

なお従前の例による。

附 則（令和6年5月21日告示第90号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の西都市ひなた暮らし移住支援金交付要綱の規定は、令和6年4月1日以後に本市に転入した者について適用し、同日前に本市に転入した者については、なお従前の例による。

申請年月日 年 月 日

西都市長 様

西都市ひなた暮らし移住支援金交付申請書兼請求書

西都市ひなた暮らし移住支援金交付要綱第4条の規定により移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			西暦 年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 ひなた暮らし移住支援金の内容(該当する欄に○を付けてください)

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数(1の申請者は含まない)	人
移住支援金の種類	事業所への就業	テレワーク	上記のうち、18歳未満の人数	人
	関係人口	起業(起業支援金)		
	個人事業所への就業	市町村承認起業		
	自営	事業承継		

3 申請額

ひなた暮らし移住支援金の額	円
---------------	---

4 振込先口座

口座振込依頼			
金融機関名		支店等名	
預金の種類		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

5 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)*

別紙1「ひなた暮らし移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「ひなた暮らし移住支援金に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、西都市に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
(就業・起業の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない

(対象事業所への就業の場合のみ記載) 就業先の事業所の代表者又は取締役などの 経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親 族に該当しない	B. 3親等以内の 親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 西都市への移住意思について		A. 自己の意思で ある	B. 所属からの 命令である
宮崎県ひなた暮らし実現応援事業実施要領 の支給要件について		A. 該当する	B. 該当しない
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力 と関係を有する者でないこと。		A. 確約する	B. 確約しない

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

6 転出元の住所

住所	〒
----	---

Uターンの別

該当する欄に○を 付けてください。 (世帯主)		Uターン		Uターン 以外		世帯員に宮崎県へU ターンされた方がい らっしゃれば、○を付 けてください。	
-------------------------------	--	------	--	------------	--	---	--

7 宮崎県外での在勤履歴 ※5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

8 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署			
住所	〒		
勤務先へ行く頻度	週・月・年	回程度/行くことはない/その他()

管理コード(宮崎県及び西都市使用欄)	
--------------------	--

(様式1別紙1)

ひなた暮らし移住支援金の交付申請に関する誓約事項

私は、ひなた暮らし移住支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約します。

(誓約事項)

- 1 西都市ひなた暮らし移住支援金交付要綱及び宮崎県ひなた暮らし実現応援事業実施要領を遵守します。
- 2 ひなた暮らし移住支援金に関する報告及び立入調査について、西都市から求めがあった場合には、それに応じます。
- 3 ひなた暮らし移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合は、交付を受けたひなた暮らし移住支援金の全額を速やかに西都市に返還します。
- 4 ひなた暮らし移住支援金の申請日から3年未満に西都市以外の市区町村に転出した場合は、交付を受けたひなた暮らし移住支援金の全額を速やかに西都市に返還します。
- 5 ひなた暮らし移住支援金の申請日から1年以内にひなた暮らし移住支援金の要件を満たす職を辞した場合は、交付を受けたひなた暮らし移住支援金の全額を速やかに西都市に返還します。
- 6 西都市ひなた暮らし移住支援金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合、交付を受けたひなた暮らし移住支援金の全額を速やかに西都市に返還します。
- 7 宮崎県地域課題解決型起業支援事業に基づく交付決定を取り消された場合、交付を受けたひなた暮らし移住支援金の全額を速やかに西都市に返還します。
- 8 ひなた暮らし移住支援金の申請日から3年以上5年以内に西都市以外の市区町村に転出した場合、交付を受けたひなた暮らし移住支援金の半額を速やかに西都市に返還します。

年 月 日

西都市長 様

申請者住所

署名

(様式1別紙2)

ひなた暮らし移住支援金に係る個人情報の取扱い

西都市が、ひなた暮らし移住支援金に係る私の個人情報について、ひなた暮らし移住支援金に関する事業の実施のために、住民基本台帳の閲覧その他の方法により確認すること、及び宮崎県その他の都道府県において実施するひなた暮らし移住支援金にかかる事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、宮崎県、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又はこれらの機関の確認に供することに同意します。

年 月 日

西都市長 様

申請者住所

署名

様式第2号その1(第4条関係)

年 月 日

西都市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書(対象事業所就職)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
応募職種	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は 取締役などの経営を 担う者との関係 ※マッチングサイト 掲載求人の場合	3親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル 人材事業又は先導 的人材マッチング事 業を利用している場 合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

西都市ひなた暮らし移住支援金の交付に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、西都市及び宮崎県に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第2号その2(第4条関係)

年 月 日

西都市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書 (テレワーク)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令(転勤・出向・出張・研修等含む)ではない
テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない

西都市ひなた暮らし移住支援金の交付に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、西都市及び宮崎県に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第2号その3(第4条関係)

年 月 日

西都市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書(個人事業所就職)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	<ul style="list-style-type: none">・ 週20時間以上の無期雇用・ 上記でない場合 理由()

西都市ひなた暮らし移住支援金の交付に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、西都市及び宮崎県に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第3号その1(第4条関係)

年 月 日

西都市長 様

所在地

支援団体

印

(団体の場合：団体名、代表者の職・氏名 印)

電話番号

担当者

支援策活用証明書(個人・自営)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

申請者名	
申請者住所	
申請者電話番号	
活用支援策名	
活用概要	
活用年月日	
就業形態 いずれかに○を付す	・ 週20時間以上の無期雇用 ・ 自営 ・ その他
就業年月日	

西都市ひなた暮らし移住支援金の交付に関する事務のため、申請者の活用状況などの情報を、西都市及び宮崎県に提供することについて、申請者の同意を得ています。

様式第3号その2(第4条関係)

年 月 日

西都市長 様

所在地

団体名

代表者職・氏名

印

電話番号

起業支援証明書(事業計画承認申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

申請者名	
申請者住所	
申請者電話番号	
支援概要	
支援年月	

西都市ひなた暮らし移住支援金の交付に関する事務のため、申請者への支援状況などの情報を、西都市及び宮崎県に提供することについて、申請者の同意を得ています。

様式第4号（第4条関係）

年 月 日

様

西都市長

西都市ひなた暮らし移住支援金に係る起業承認書

年 月 日付けで申請のありました起業承認申請書について
事業計画書等を審査した結果、地域コミュニティの維持に資する事業である
ことを承認します。

様式第5号(第4条関係)

年 月 日

西都市長 様

所在地

団体名

代表者職・氏名

印

電話番号

担当者

事業承継支援証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

申請者名	
申請者住所	
申請者電話番号	
支援概要	
支援年月	
事業承継成立日	

西都市ひなた暮らし移住支援金の交付に関する事務のため、申請者への支援状況などの情報を、西都市及び宮崎県に提供することについて、申請者の同意を得ています。

様式第6号（第5条関係）

年 月 日

様

西都市長

西都市ひなた暮らし移住支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました西都市ひなた暮らし移住支援金について、下記のとおり交付することを決定しましたので西都市ひなた暮らし移住支援金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 _____ 円

- 2 留意事項
 - (1) 西都市ひなた暮らし移住支援金交付要綱に関し、市の定めた交付条件を遵守すること。
 - (2) 西都市ひなた暮らし移住支援金交付要綱又は宮崎県ひなた暮らし実現応援事業実施要領の規定に基づくひなた暮らし移住支援金の返還請求を受けたときは、速やかに返還すること。
 - (3) 西都市ひなた暮らし移住支援金交付要綱に基づき、西都市から必要な事項の報告又は立入調査を求められた場合は直ちに応じること。
 - (4) 西都市の実施する移住・定住施策に関する調査等に協力すること。

様式第7号（第5条関係）

年 月 日

様

西都市長

西都市ひなた暮らし移住支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました西都市ひなた暮らし移住支援金については、不交付と決定しましたので、西都市ひなた暮らし移住支援金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

理由：

様式第1号（第4条関係）

（全部改正〔令和5年告示95号〕）

様式第2号その1（第4条関係）

（全部改正〔令和3年告示58号〕、一部改正〔令和6年告示90号〕）

様式第2号その2（第4条関係）

（全部改正〔令和3年告示58号〕）

様式第2号その3（第4条関係）

（追加〔令和3年告示58号〕）

様式第3号その1（第4条関係）

様式第3号その2（第4条関係）

様式第4号（第4条関係）

様式第5号（第4条関係）

様式第6号（第5条関係）

（全部改正〔令和5年告示95号〕、一部改正〔令和6年告示90号〕）

様式第7号（第5条関係）

（一部改正〔令和2年告示106号・6年90号〕）